

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて（労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合）

被扶養者の認定における年間収入については、扶養認定日が令和8年4月1日以降の被扶養者で、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約による年間収入が以下の要件を満たす場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱うことができますようになります。詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

<年間収入要件>

労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が130万円未満（※）であり、かつ、他の収入が見込まれない場合であって、以下に該当するとき

- ・同居の場合：その収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：その収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

（※）60歳以上の者又は障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満（ただし、障害年金などの給与以外の収入があると、この方法は使えません。）。19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く。）は150万円未満。

注意事項

被保険者資格取得届の個人番号欄はよくご確認のうえ、記入してください

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」には、個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号を記入してください。また、従業員等の方の個人番号を記入する際は、番号法に基づく本人確認（番号確認および身元確認）を必ず行ってください。

「個人番号（基礎年金番号）」欄に不備がある場合は、届書を返戻し、補正をお願いしています。届書をお返しすると手続きの完了までに時間がかかります。従業員等の方のマイナ保険証が利用できない等につながりますので、記入する個人番号等には誤りがないようにご注意ください。

様式コード 2200		健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険		被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届			
① 被保険者 整理番号	② 氏名 (氏)	③ 生年月日 (昭和/平成/令和)	④ 種別	⑤ 取得 (該当) 年月日	⑥ 被扶養者	⑦ 性別	⑧ 扶養者
	厚年 一郎	010525	0	080201	0. 無	① 男 2. 女 3. 扶内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 扶内員 (基金)
⑨ 取得 区分	⑩ 個人 番号 (基礎 年金 番号)						
	012345678910						

お願い

社会保障協定の締結国へ派遣される方の手続きはお早めをお願いします

日本と社会保障協定を結んでいる国（24カ国）へ派遣される方は、相手国の社会保障制度への加入が免除されます。免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を日本年金機構から受け、相手国に提示または提出する必要があります。

例年4月から5月にかけて、「適用証明書交付申請書」等の提出が多くなります。適用証明書の発行までに通常よりも日数を要することがありますので、適用証明書が必要なことが判明次第、お早めにご提出ください。（電子申請も利用可能です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。）

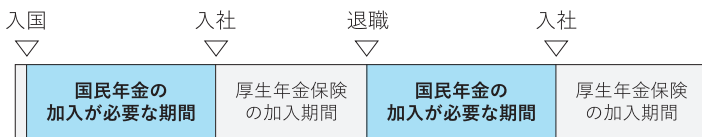
なお、「適用証明書交付申請書」または「適用証明期間継続・延長申請書」は、就労の開始予定年月日または延長開始年月日のおおむね6カ月前から提出が可能です（資格取得同時の場合を除きます）。

外国籍の方が日本に入国した場合、「入国から厚生年金保険加入までの期間」や、「退職により厚生年金保険の資格を喪失した後の期間」は、原則として国民年金の第1号被保険者となり、保険料を納付する義務があります。

(保険料を未納のままにすると、年金の受け取りや在留資格などの審査に影響が出ることがあります。)
厚生年金保険に加入する前の期間について、国民年金の手続きが必要な方には、日本年金機構から封書をお送りしています。従業員の方から国民年金の相談があった場合は、お近くの年金事務所(国民年金課)で速やかに保険料の納付や免除申請の手続きを行うよう、ご案内願います。また、従業員の方が退職するときは、引き続き日本に住所を有する場合、国民年金の手続きが必要な旨お知らせ願います。

<国民年金加入イメージ図>

国民年金保険料の納付または免除申請が必要です！



(参考) 技能実習期間中に加入する公的年金

技能実習開始後は、「講習期間」と「実習期間」とで加入する年金制度が異なります。



ご案内

年金相談で「多言語通訳サービス」がご利用いただけます

年金事務所の窓口に来訪された時や、ねんきんダイヤル・ねんきん加入者ダイヤル等の電話で年金相談をする際は、**無料の多言語通訳サービスが利用できます。**

外国語で相談したい従業員の方にぜひご紹介ください。

なお、多言語通訳サービスを利用する際のイメージ動画を日本年金機構ホームページに掲載しています。詳しくは、下部左のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

<利用できる言語>

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

<利用できる時間>

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	第2土曜日
英語 ^{※1}	8:30～ <u>19:00</u> ^{※3}	8:30～17:15				<u>9:30～</u> <u>16:00</u>
英語以外 ^{※2}	8:30～17:15					利用できません

※1：第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3は利用できません。

※2：土・日・祝日、12/29～1/3は利用できません。

※3：月曜日が祝日の場合、翌日以降の平日の初日に19:00まで利用できます。

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

日本年金機構 公式SNS

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou

Facebook



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2602 1017 001 (全国)